

指定居宅介護支援事業所
介護保険施設
地域密着型サービス事業所
地域包括支援センター

代表者様

令和7年8月吉日

特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会

理事長 竹村 恵史

令和7年度 奈良県主任介護支援専門員研修 実施要項

1. 研修の目的

ケアマネジメントを適切かつ円滑に提供するための知識と技術を習得した主任介護支援専門員を養成し、介護保険およびその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携や、他の介護支援専門員や後進に対する指導・助言・研修などの活動を通じて、ケアマネジメントの質の向上を図ることを目的とします。

2. 実施主体

奈良県の指定を受け、特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会（以下、当協会）が実施します。

3. 受講対象者

令和7年9月1日時点において、奈良県登録であり、現に居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護保険施設、地域密着型サービス事業所等で実務に従事している介護支援専門員であり、介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有する方で、かつ、9月1日時点で、次の（1）と（2）の要件を両方満たす方または、（2）と（3）の要件を両方満たす方が対象となります。

（1）次のア又はイのいずれか一つの条件を満たす方

ア 専任（常勤かつ専従の勤務をいう。以下同じ。）の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である方

☆通算可能な期間

- ・管理者のみとの兼務期間のうち、居宅介護支援事業所の管理者を兼務していた期間
- ・地域包括支援センターで介護予防ケアプランを担当している期間

イ ケアマネジメントリーダー養成研修【ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施および推進について（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）】を修了した方、または、日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネ

ジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上である方

- (2) 次のア～ウのいずれかの研修をすでに受講、または、受講決定を受け、令和7年9月30日（申込み締切日）までに修了する見込みの方（既に修了している場合を含む）

ア 実務経験者に対する介護支援専門員更新研修実務経験者向け研修を修了した者

イ 専門研修課程Ⅰを修了かつ、専門研修課程Ⅱを修了している者

ウ 他都道府県において、更新研修または、介護支援専門研修課程Ⅰ及びⅡをすでに修了した者

※「主任介護支援専門員研修」は、介護支援専門員の資格を更新できるものではありません。資格更新の年度に当たる方は、必ず更新研修を受講してください。

- (3) 介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上あり、奈良県が適当と認める受講要件に該当する方（アもしくはイのいずれか）

ア 令和2年度以降に、奈良県又は奈良県が指定した研修実施機関が実施した介護支援専門員を対象とした研修の講師及び演習指導講師を担当したことがあり、かつ研修実施団体の講師証明がある方（学会発表や介護支援専門員以外を対象とした研修の講師は対象とならない。）

イ 令和2年度以降に、市町村が実施した介護支援専門員を対象とした研修の講師を担当した事があるなど、地域の介護支援専門員に対して指導的立場にある者で、かつ市町村長の推薦を受けた者

4. 募集人員. オンライン受講 70名
 対面会場受講 30名 合計100名

※本研修は、オンラインと対面会場を組み合わせたハイブリッド研修とします。

※オンラインは、「Zoom」を使用します。オンラインでのデバイスはPCを推奨します。携帯電話やタブレットでの受講はご遠慮下さい。また定員等の都合により、希望に添えない場合があります。また決定通知後のオンラインから対面（会場）研修への変更はできませんので、予めご了承下さい。

5. 研修日程

令和7年11月から令和8年3月までの合計12日間（71時間）

6. 実施方法

- (1) 実施に当たっての基本的な考え方

主任介護支援専門員研修は、他の介護支援専門員に適切な指導・助言、さらに事業所における人材育成及び業務管理を行うことができ、また、地域包括ケアシステムを構築していくために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整を行うことにより地域課題を把握し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークの構築など、個別支援を通じ

た地域づくりを行うことができる者を養成するための研修であることから、適切なケアマネジメントを実践できていることを前提とし、介護支援専門員が実際に直面している問題や地域包括ケアシステムを構築していく上での課題を把握することにより、本研修の修了者が、主任介護支援専門員として役割を果たすことができるよう、効果的な研修内容とします。

(2) 研修内容

主任介護支援専門員研修で行うべき科目については、「介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第265号）に規定されているところですが、その科目、目的、内容及び時間数については以下のとおりであり、合計70時間以上とします。以下の全日程を修了しなければなりません。

研修科目	目的	時間数
① 主任介護支援専門員の役割と視点	地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアを実現するケアマネジメントを展開するに当たり、主任介護支援専門員が果たすべき役割を認識するとともに、その役割を担う上で必要な視点、知識及び技術を修得する。	講義5時間
② ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	介護支援専門員が直面しやすい倫理的課題に対し、どのような姿勢で対応すべきかについて指導・支援する技術を修得する。	講義2時間
③ 終末期ケア（EOL（エンドオブライフ）ケア）を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解	高齢者の生理、心理、生活環境などの構造的な理解や疾患別のケアの留意点、終末期ケアの基本等を踏まえた介護支援専門員への指導・支援や地域づくり等を行うために必要な知識・技術を修得する。	講義3時間
④ 人材育成及び業務管理	質の高いマネジメントを提供し、事業所の適正な運営等を図るための「人事管理」「経営管理」に関する知識の修得及び「人材育成」「業務管理」の手法を修得する。	講義3時間
⑤ 運営管理におけるリスクマネジメント	ケアマネジメントを実践する上で発生するリスクに対して、組織や地域として対応する仕組みの構築に必要な知識・技術を修得する。	講義3時間

⑥ 地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	地域において、地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の実践が進むよう地域づくりの重要性と主任介護支援専門員の役割を理解するとともに、地域課題の把握方法、地域づくりに向けた具体的な取組内容等に係る必要な知識・技術を修得する。	講義及び演習 6 時間
⑦ 地域における生活の継続を支える医療との連携及び多職種協働の実現	地域において、医療との連携や多職種協働が進むよう、他の介護支援専門員や多職種に対する働きかけ、連携・協働の仕組みづくりに必要な知識・技術を修得する。	講義及び演習 6 時間
⑧ 対人援助者監督指導（スーパービジョン）	対人援助者監督指導（スーパービジョン）の機能（管理や教育、支援）を理解し、実践できる知識・技術を修得するとともに、スーパーバイザーとして主任介護支援専門員に求められる姿勢を理解する。	講義及び演習 1 8 時間
⑨ 個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	介護支援専門員に対する指導・支援における様々な方法と関わり方について、その具体的方法や留意点を理解するとともに、事例研究の実践的な展開方法を修得する。	講義及び演習 2 4 時間

7. 受講手続き

(1) 受講申し込み期間

令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)まで(当日必着)

(2) 申し込み方法

所定の申し込み用紙（主任 様式1・2・3・4）に必要事項を記入し、必要書類を添付して事業所ごとに郵送してください。

☆注意事項

- ・実務経歴については「主任 様式4」にて、勤務証明書を提出してください。（常勤期間を証明するのに、2ヶ所以上の事業所の証明書が必要な場合は、コピーして使用して下さい。）
- ・現在、勤務する事業所での証明は、令和7年9月1日付の証明とします。
- ・受講を希望される方は、申込様式の「主任 様式2」に必ずPCのメールアドレスをご記入ください。資料のダウンロードやWEB受講の連絡等に必要です。（携帯電話のメールアドレスは使用不可です。）
- ・研修当日連絡が取れる連絡先（携帯電話）も忘れずにご記入下さい。

☆添付書類

- ・介護支援専門員証の写し
- ・介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡの修了証の写し（もしくは更新研修修了証の写し）
- ・ケアマネジメントリーダー養成研修修了証の写し（該当者のみ）

- ・日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し（該当者のみ）
- ・研修講師証明書（所定の様式はありません。該当者のみ）
- ・市町村推薦書の写し（該当者のみ）

8. 受講決定

（1）受講決定の優先順位

- ① 今年度中もしくは来年度、主任介護支援専門員として、地域包括支援センターにて勤務予定の方、または指定居宅介護支援事業所の管理者（または管理者になる予定）の方を優先します。
- ② 居宅介護支援事業における特定事業所加算の取得又は予定している事業所において、指導的な役割を担っている方を優先します。
- ③ その他、個人の経歴、各事業所の介護支援専門員の状況、受講後の協力可能性等を考慮して決定します。

＊同一事業所から複数の申し込みがあった場合には、申込者一覧表の上位者より優先して選定します。

（2）受講決定通知

受講可能な場合も不可能な場合も令和7年10月17日(金)までに各申込者宛にFAXにて通知します。申込様式の「主任 様式1」に必ずFAX番号をご記入ください。

9. 受講料及び納付方法

（1）受講料

オンライン受講の方 40,000円

対面会場受講の方 46,000円（12日間の会場費を含みます）

（2）テキスト代

5,400円（テキスト、郵送代金を含みます）

（3）納付方法

受講決定通知が届いたあとに、受講料・テキスト代を合わせて以下の金額を納付してください。

オンライン受講の方 45,400円

対面会場受講の方 51,400円

銀行に備え付けの振込依頼書又はATM、インターネットバンキングにより下記の口座に納付してください。

なお、納付に際しては、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ア 納付は令和7年10月31日までに完了し、振込金受取書（振込用紙の控え）の写しに受講者氏名を明記の上、事務局まで郵送してください。（振込金受取書の原本を提出しても返却はいたしませんのでご注意ください。）

- イ 期限（令和7年10月31日）までに納付されない場合は、受講決定を取り消します。
- ウ 振込金受取書には受講者の氏名が分かるように記入してください。（事業所名での振込の場合は、備考欄に受講者全員の氏名を記入すること。）
- エ いったん納付された受講料は、研修を欠席した場合や修了証が発行できない場合などいかなる場合でも返還はしませんので、予めご了承下さい。

【納付先】 南都銀行 法隆寺支店 普通口座 0466453 特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会 理事長 竹村 恵史
--

10. 遅刻・欠席・早退・受講生に起因するオンラインの不具合の取り扱い

本研修は、遅刻又は欠席・早退された場合は、当該日の研修は中止となり、今年度の主任介護支援専門員研修修了証は発行できませんので予めご了承ください。またオンラインで参加される場合、受講生に起因する事由で、20分以上オンラインが途切れたり、グループワーク（ZOOM ブレイクアウトセッション）に参加できないなどの状況となった場合も同様となります。

11. 修了証

研修の全課程を修了された方には、主任介護支援専門員研修修了証を交付します。
尚、修了証の有効期間は5年間となります。

12. 個人情報の取り扱い

本研修での個人情報の取り扱いは、本研修の運営、名簿登録、修了証明書発行業務以外の目的に使用することはありません。

また、その管理については、適正に行い、無断で第三者に提供することはありません。

なお、本研修は奈良県の指定を受けて行うものですので、申込者、修了者の情報は、奈良県福祉保険部 介護保険課に報告します。また奈良県においては受講決定及び受講履歴の確認のため、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（更新研修指定実施機関）に情報を提供することがあります。

13. 研修受講申込書の提出先

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町2番1号 日興橿原スカイマンション205号
特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会 主任介護支援専門員研修担当

14. 問い合わせ先

特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会まで

FAX：0744-47-2912 （電話での問い合わせはできません。）

15. その他 ～重要：個別事例とレポートの提出について～

研修修了後は、奈良県や奈良県社会福祉協議会、当協会の主催する研修の講師や研修補助につきまして、協力をお願いいたします。

この研修では、研修期間中に事例を提出していただきます。詳細は初日オリエンテーションにて案内します。また主任介護支援専門員の役割を鑑みて、研修期間中にレポートを提出していただきます。詳細につきましては、1日目、6日目、9日目の研修終了時に案内します。

※個別事例について

9日目以降の研修で実際に使用します。提出書類につきましては、受講開始後に案内いたします。

※レポートについて

案内	レポートテーマ（仮）	提出日
1日目（11/8）	地域包括ケアシステムにおける主任介護支援専門員の役割	3日目（11/30）
6日目（1/10）	職場内におけるスーパービジョン	8日目（1/24）
9日目（2/1）	介護支援専門員に対する指導・支援	11日目（3/7）

※レポートテーマについては、昨年のテーマを掲載しております。今年度については、講師の方と相談の上、案内当日に発表致します。

16. 資料の配付について

今回の研修では、当日資料を受講日の約1週間前に、受講生宛に「データ便」URLをメールにて送ります。そのURLからファイルを各自ダウンロードして印刷していただきます。詳細につきましては、受講決定後にお知らせいたします。

オンライン受講の方も対面受講の方も、資料は必ず印刷して受講して下さい。対面受講の方は、忘れずに会場に資料を持参して下さい。

17. 対面会場受講の研修会場について

奈良県社会福祉総合センター（橿原市大久保町320番11 TEL：0744-29-0111）

研修室B：11月8日、11月22日、11月30日、12月6日、12月13日、
令和8年1月10日、3月7日

大会議室：令和8年1月18日、1月24日、2月1日、2月22日、3月15日

令和7年度 奈良県主任介護支援専門員研修 日程

	日 時	研修科目	講師	時間数
1	令和7年 11月8日(土) 9:30～16:30	・オリエンテーション ・主任介護支援専門員の役割と視点	奈良県介護支援専門員協会 事務局 奈良県介護支援専門員協会 理事 山田健太郎	1時間 講義 5時間
2	11月22日(土) 9:30～16:30	・人材育成及び業務管理 ・運営管理におけるリスク マネジメント	和歌山大学観光学部 観光経営学科 教授 竹林 明氏 奈良総合法律事務所 弁護士 荒木 秀夫氏	講義 3時間 講義 3時間
3	11月30日(日) 9:30～16:30	・ケアマネジメントの実践 における倫理的な課題に 対する支援 ・終末期ケアを含めた生活 の継続を支える基本的な ケアマネジメント及び疾 患別ケアマネジメントの 理解	奈良県介護支援専門員協会 理事 新田武志 奈良県介護支援専門員協会 理事 中川義孝	講義 3時間 講義 3時間
4	12月6日(土) 9:30～16:30	・地域における生活の継続 を支える医療との連携及 び多職種協働の実現	公益社団法人地域医療振興 協会 明日香村国民健康保 険診療所 管理者 武田 以知郎氏 奈良県介護支援専門員協会 理事 宮崎秀朗	講義・演習 6時間

5	12月13日(土) 9:30～16:30	・地域援助技術(コミュニケーションソーシャルワーク)	奈良県社会福祉士会 副会長 北村由起子氏 奈良県介護支援専門員協会 理事 佐藤博美	講義・演習 6時間
6	令和8年 1月10日(土) 9:30～16:30	・対人援助者監督指導(1)	社会福祉士 植田 寿之氏	講義・演習 6時間
7	1月18日(日) 9:30～16:30	・対人援助者監督指導(2)	社会福祉士 植田 寿之氏	講義・演習 6時間
8	1月24日(土) 9:30～16:30	・対人援助者監督指導(3)	社会福祉士 植田 寿之氏	講義・演習 6時間
9	2月1日(日) 9:30～16:30	・個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開(1)	兵庫県対人援助研究所 主宰 稲松 真人氏	講義・演習 6時間
10	2月22日(日) 9:30～16:30	・個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開(2)	兵庫県対人援助研究所 主宰 稲松 真人氏	講義・演習 6時間
11	3月7日(土) 9:30～16:30	・個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開(3)	兵庫県対人援助研究所 主宰 稲松 真人氏	講義・演習 6時間
12	3月15日(日) 9:30～16:45	・個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開(4) ・修了書 交付	兵庫県対人援助研究所 主宰 稲松 真人氏 奈良県介護支援専門員協会 事務局	講義・演習 6時間 合計 71時間

以上

主任介護支援専門員研修 よくある質問（FAQ）

Q 1. 「実務に従事している介護支援専門員」とは？

A 1. 次の（ア）から（ク）のいずれかの事業所等において、令和 7 年 9 月 1 日現在サービス計画書の作成業務を行っている者をいいます。

- （ア）居宅介護支援事業所
- （イ）特定施設入居者生活介護
- （ウ）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- （エ）介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）
- （オ）介護予防特定施設入居者生活介護
- （カ）介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
- （キ）介護予防支援事業所
- （ク）地域包括支援センター（介護予防プランナー）

Q 2. 専任（常勤かつ専従の勤務）とは具体的にどのようなことでしょうか？

A 2. 「常勤」とは、介護支援専門員としての勤務時間が該当事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数（＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達していることを言い、雇用形態（正職員・パートなど）は関係ありません。

「専従」とは、該当事業所の勤務時間を通じて、介護支援専門員以外の職務に従事しないことをいいます。なお、居宅介護支援事業所の管理者でケアプランも作成していた期間は「専従」に含みます。ただし、居宅介護支援事業所の管理者以外の職種を兼務した期間は専任従事期間に含めることはできません。（併設事業所の業務を兼務した期間は含めることができません。）

Q 3. 主任介護支援専門員研修を受講すれば、介護支援専門員証も更新できますか？

A 3. 主任介護支援専門員研修の受講だけでは介護支援専門員資格の更新はできません。主任介護支援専門員研修とは別に、介護支援専門員証の有効期間内に更新研修（専門研修Ⅱ）の受講修了と更新の手続きが必要です。

Q 4. 奈良県以外の都道府県登録だが、受講は可能ですか？

A 4. 奈良県としては、法定研修の受講については奈良県登録の方を優先しており、介護支援専門員各々の登録都道府県での受講を推奨しております。したがって今年度の主任介護支援専門員研修に応募いただくことはできますが、奈良県登録者にて募集定員に達する場合は、受講をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

以上